

# 3

## 国籍

(国籍=Nationality、

アメリカではCitizenship=市民権も国籍の意味で使われる)

### 1. 子どもの国籍

国籍とは、国の構成員であるための資格で、誰がその資格をもてるかはそれぞれの国で異なります。日本では、国籍法で日本国籍の取得及び喪失の原因を定めています。

国籍は結婚、離婚、養子縁組によって変わることは基本的にありませんが、異なる国籍を持つ両親の間に生まれた子どもの国籍は、出生国の法律、両親の国籍及びその国籍法、両親の婚姻状況などにより大きく変わってきます。

日 本	父母両系血統主義	アメリカ	生地主義
<ul style="list-style-type: none"> <li>世界のどこで生まれても日本人（父親が母親どちらか、または両方）から生まれた子は親の国籍を受け継いで日本国籍となります。</li> <li>外国で生まれた子どもが重国籍（日本の国籍と外国の国籍を有すること）となる場合は出生から3ヶ月以内に国籍留保の届け出をしないと出生の時にさかのぼって日本国籍を失います。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>親の国籍にかかわらずアメリカ国内で生まれた子はアメリカ国籍となります。</li> <li>アメリカ国外で生まれた子どものアメリカ国籍取得は、父母の双方または一方がアメリカ人であるかどうか、アメリカ人の親の本国での居住年数、子どもが出生した年、嫡出子であるかどうかなどで異なります。</li> </ul>	



日本で出産、母親が日本国籍、父親がアメリカ国籍の場合

- ①日本の国籍法は父母両系血統主義であるため、母親から日本の国籍を継承できる。
- ②アメリカ国籍取得に関する法律では、アメリカ人である父親のアメリカでの居住年数、子どもの出生年、嫡出子であるか否かなどで要件が異なるとしており、要件を満たせばアメリカ国籍が取得できる。
- ③市区町村担当窓口での所定手続きで日本国籍を、アメリカ大使館・領事館での所定手続きでアメリカ国籍を取得でき、子どもは重国籍となる（父親が②の条件を満たしていなければ日本国籍のみ）。

\* 在日アメリカ大使館・領事館ホームページ

「アメリカ市民サービス」- 「国籍関係」- 「出生による米国籍の取得」 <https://jp.usembassy.gov/ja/u-s-citizen-services-ja/citizenship-services-ja/acquisition-american-citizenship-ja/>



アメリカで出産、母親が日本国籍、父親がアメリカ国籍の場合

- ①アメリカは生地主義なので、アメリカ国籍を取得できる。
- ②日本の国籍法は父母両系血統主義であるため、母親から日本の国籍を継承できる。
- ③適用される州法にそって所定の手続きを行えばアメリカ国籍取得となる。
- ④出生の日から3ヶ月以内に日本国大使館、総領事館、あるいは本籍地の市区町村担当窓口「出生届」と「国籍留保の届出（日本国籍を留保する意思表示）」を提出する。  
※「国籍留保の届出」を行わないと、生まれた時にさかのぼって日本の国籍を失います。日本国籍を再度取得するためには「日本国籍再取得」や「帰化」の手続きをしなければなりません。
- ⑤日本では重国籍を認めていないため、22歳までにいずれかひとつの国籍を選択する。

## 2. 国籍の選択

日本では重国籍を認めていないため、日本の国籍と外国の国籍を有する人（重国籍者）は、一定の期限までにいずれかの国籍を選択する必要があります。

日本国籍を選択する場合は、市区町村担当窓口、国外にいる場合は日本国大使館または領事館に「（日本）国籍の選択届」を出します。期限が過ぎてしまった場合には日本の国籍を失う場合があるので注意が必要です。

### 国籍の選択をすべき期限

- 20歳に達する以前に重国籍となった場合 → 22歳に達するまで
- 20歳に達した後に重国籍となった場合 → 重国籍となった時から2年以内

#### Tips!

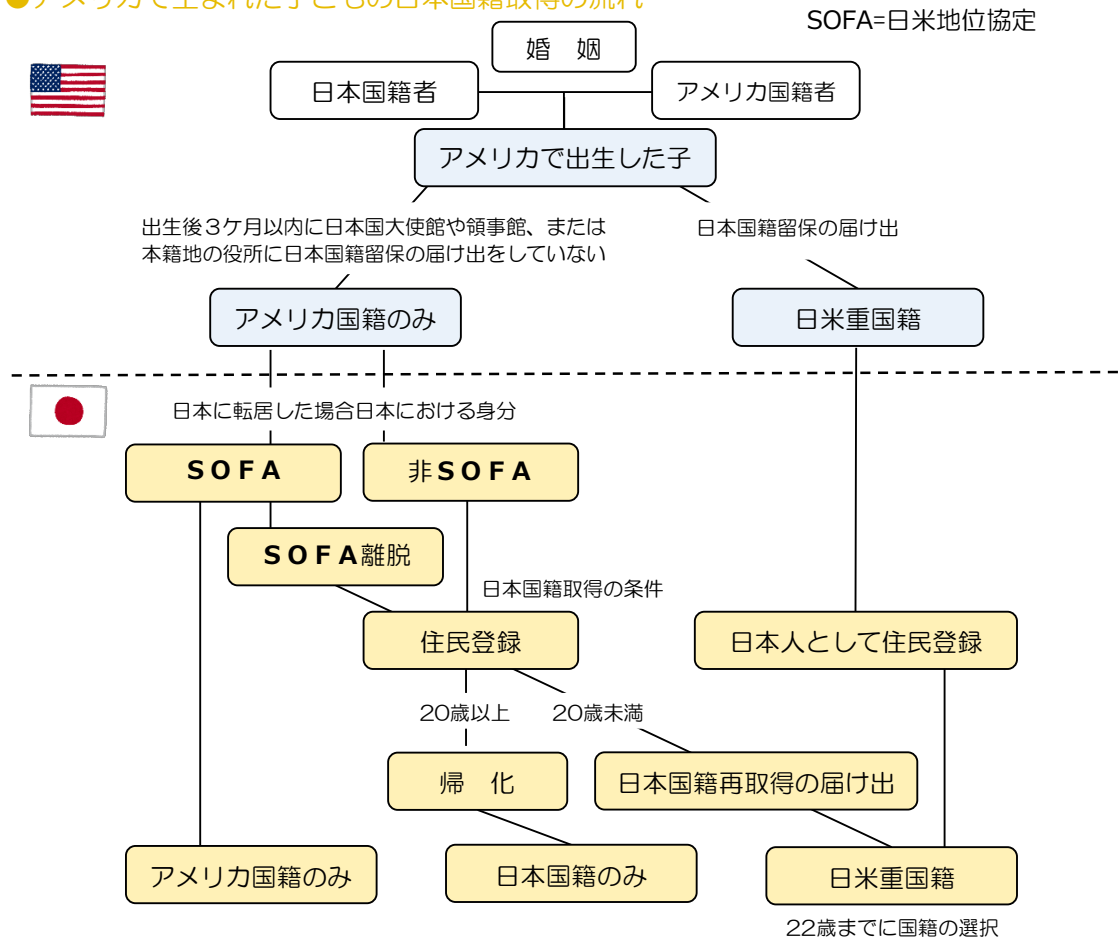
- この届けにより日本国籍選択の宣言をした場合でも、自動的にアメリカ国籍を失うわけではありません。アメリカは重国籍を認めており、パスポートを更新することでアメリカ国籍を維持することができます。
- 国籍法の条文（16条1項）では国籍選択に関連し外国籍については「離脱に努めなければならない」となっているため、外国籍放棄は義務というよりは努力義務とのとらえ方をされる場合が多いようです。



### 3. 子どもの日本国籍再取得

国籍の留保をせずに子どもが日本国籍を失った場合は、法務大臣に届け出ることなどによって日本国籍の再取得が可能となります。ただし、日本に住所があることなどが条件となるため、軍人・軍属の子どもの場合は確認が必要です。

#### ●アメリカで生まれた子どもの日本国籍取得の流れ



#### ●日本国籍再取得に必要なとされる条件

(1) 外国籍の子どもが日本に居住している（住民登録している）

→SOFA適用者は日本での住民登録ができません。アメリカ軍人・軍属・家族は、日本ではSOFAとなるため、アメリカ国籍しかない子どももSOFA適用者となります。子どもが住民登録をするには親のSOFA離脱が必要です。また子どもひとりでは離脱できません。

(2) 15歳未満の場合、法定代理人が法務局に出頭

→ここでの法定代理人は親権者です。共同親権の場合、父母ともに法務局に向いての続きが必要です。離婚等で日本人母親単独親権の場合は母親ひとりで手続きが可能です。

## 4. 帰化 (Naturalization)

外国人が法律上日本人になることを「帰化」と言いますが、それぞれの事情で帰化の条件が異なります。もともと日本人の場合、親が日本人である場合は帰化の条件が緩和されます。

国籍の留保をせずに子どもが日本国籍を失った場合、届け出の時に20歳以上で、日本に住所を有するときは帰化の手続きを行います。子どもの住所を管轄する法務局または地方法務局で相談してください。

## 5. 未婚の日本人の母親から生まれた子どもの国籍取得



アメリカ人男性と日本人女性が結婚しないで子どもが生まれた場合でも、母親が日本国民であることにより日本国籍を継承できます。

その子どもがアメリカ国籍を取得するためには、アメリカ人の父親が手続きをする必要があります。父親の出身州の法律の規定によって、必要な手続きが異なる場合がありますので、アメリカ大使館または領事館に問い合わせてください。

※ 自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う原因となります。(国籍法第11条より)



アメリカ国内で出産した場合はアメリカ国籍取得が可能です。(生地主義)  
日本国籍取得については、22頁を参照してください。

### Tips!

「法の適用に関する通則法」では、結婚していない両親と親子関係になるかどうかは、父との関係では父の本国法、母との関係では母の本国法をみるとしています。それぞれの国の法律で「嫡出(ちやくしゅつ)でない子(※)」として親子関係となることが認められれば、父母それぞれにつき嫡出でない子となります。

(※) 嫡出でない子…法律上で婚姻関係を結んでいない男女の間に生まれた子どものこと。  
婚姻関係を結んでいる夫婦の間に生まれた子どもを嫡出子(ちやくしゅつし)といいます。